

**九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の  
発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の  
取りまとめについて  
—使用済燃料乾式貯蔵施設の設置—**

令和3年3月17日  
原子力規制委員会

**1. 審査の結果の案の取りまとめについて**

原子力規制委員会は、平成31年1月22日に、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和2年9月4日及び令和3年2月19日に、九州電力から当委員会に対し補正の提出がなされた。

当委員会は、本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1の通り審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

**2. 原子力委員会への意見聴取**

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

**3. 経済産業大臣への意見聴取**

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

**4. 科学的・技術的意見の募集**

本発電所3号炉及び4号炉については、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（平成28年11月10日から30日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

（案の1）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（案の2）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

## 5. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記4. の（案の1）の場合には、添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断を行う。